

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：1枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和5年9月29日（金） 午後1時00分	高年介護課 高年介護室	0790-82-2079	

介護保険料の算定誤りについて（お詫び）

介護保険料について、平成27年度から令和5年度に遡及賦課（遡って変更）した保険料の内1件に誤りがありました。住民の皆さんに深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 概要

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、賦課更正を行うことができないと規定されました。

この最初の納期について、特別徴収（年金から天引き）が5月10日、普通徴収（納付書、口座振替）が7月31日と設定すべきところを、これまでシステム上、一律に7月31日として期間計算を行っていました。

このため、所得の修正申告を行った特別徴収の被保険者について、本来賦課更正のできない期間（5月11日から7月31日まで）に増額または減額の賦課更正をしていた事案が判明しました。

2. 対象期間

平成27年度から令和3年度までの介護保険料

（平成29年度から令和5年度までの遡及賦課更正実施分）

3. 対象者及び金額

過大徴収： 1名 16,560円

過大還付： 対象なし

4. 今後の対応

保険料を過大に徴収した被保険者のかたには、すでに謝罪訪問し終え、現在還付の手続きを進めています。

5. 再発防止策

法改正等実施される際には、適正な法解釈に努めるとともに、業務手順の確認を徹底し適切な運用に万全を期してまいります。

6. その他

還付金詐欺にご注意ください。

町職員がATMの操作を求めたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。